

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度は働くすべての人に、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図ることを目的とするものであり、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金には、大阪府内のすべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定（産業別）最低賃金」とがあり、それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。

これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定されており、現在の時間額は表のとおりとなっています。

詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、大阪労働局のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		858円	平成27年10月1日
		883円	平成28年10月1日
特定 （産業別） 最低賃金	塗料製造業	894円	平成27年11月7日
	鉄鋼業	890円	平成27年11月12日
	機械・金属製品製造 関連産業	877円	平成27年11月18日
	自動車・同附属品 製造業	875円	平成27年11月30日
	電気機械器具製造 関連産業	860円	平成27年11月30日
	非鉄金属製造 関連産業	860円	平成27年11月30日
	自動車小売業	865円	平成27年11月30日

※平成28年10月1日発効の大阪府最低賃金が、「はん用機械器具製造業、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「電子製品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業」、「自動車小売業」の最低賃金を上回ったことから、平成28年10月1日以降、それぞれの特定（産業別）最低賃金が改正されるまでの間、大阪府最低賃金の883円が適用されます。